

10. 避難退域時検査及び簡易除染

<対応のポイント>

避難退域時検査は、国がO I Lに基づく防護措置の指示とともに地方公共団体に実施を指示し、これを受けた地方公共団体があらかじめ定めた実施計画に基づき実施することとなっている。

検査場所

- 国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を踏まえ、避難経路に沿った地点に候検査場所を選定している。



避難元

バス・自家用車等で避難

避難退域時検査・除染



仮置き(島根県も年度内には公表の見込み)



- 避難退域時検査は、島根県、鳥取県及び中国電力(株)が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 中国電力(株)は、備蓄資機材を活用し、_____人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関（放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構）は、国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

未調整

県においては、検査場所、要員、資機材、運用等の検査及び除染に係る詳細な事項を実施計画として定める必要がある。その際には、他の応急業務に必要な職員数なども考慮し、他地域(伊方)との広域連携等を検討する必要がある。

11. 安定ヨウ素剤

<対応のポイント>

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておく必要がある。

- ▶ 避難や屋内退避に併せて、安定ヨウ素剤を服用することで、放射性ヨウ素による内部被ばくによるリスクを軽減することが目的である。
- ▶ 島根県及び関係4市は、服用の指示に基づき速やかに安定ヨウ素剤を服用することができるよう、必要なものに対して安定ヨウ素剤を平時から事前に配布することとしている。

島根県においては、安定ヨウ素剤の着実な事前配布を進める必要がある。

仮置き(「伊方地域の緊急時対応」の例)



- ▶ 島根県は市役所・支所、病院、オフサイトセンター等に必要量を備蓄するとともに、発電所から半径10kmの区域にある学校に配備している。鳥取県も、一時集結所、学校、調剤拠点薬局等に必要量を備蓄している。
- ▶ また、松江市、出雲市、安来市、雲南市、（鳥取県）は、迅速な配布体制を整備する。

緊急配布の体制等を検討する必要がある。



仮置き（「伊方地域の緊急時対応」の例）



- ▶ 原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県、市の指示に基づいて服用させる。
- ▶ 原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は、安定ヨウ素剤を備蓄している県、市に速やかに伝達される。

仮置き

服用量 適切な量を服用しましょう

3歳以上 13歳未満	13歳以上
	
● 1丸	● ● 2丸

必ず国・県・市から指示があった場合にのみ服用してください。
それ以外は絶対に服用しないでください！

12. 原子力災害医療

<対応のポイント>

原子力災害医療を迅速、的確に行うため、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、避難退域時検査、防護指導、健康相談等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認している。

現在、国において「原子力災害拠点病院」等被ばく医療体制の見直しが行われており、その検討状況を見ながら対応する必要がある。また、UPZ内に県内の主要な医療機関が集中している島根県においては、原子力災害時には、各医療機関における災害対応が優先事項となり、被ばく医療に携わる余裕がないと考えられるため、この点も含めて検討する。

実施体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、初期・二次・三次の医療体制により、適切に対応。

初期被ばく医療【避難先となる市町に原則一カ所ずつ設置する救護所で実施】 【島根赤十字病院・松江市立病院】【鳥取赤十字病院以下14病院】

- ①避難退域時検査
- ②ふき取り等の簡易な除染(一次除染)
- ③軽度の外傷等の治療
- ④安定ヨウ素剤の投与
- ⑤健康相談 等



訓練風景

写真: 川内資料

仮置き

二次被ばく医療【一次除染で十分除染できない場合に実施】

【島根県立中央病院・島根大学医学部附属病院(協力)】【鳥取大学医学部附属病院・県立中央病院】

- ①シャワー等を用いた二次除染
- ②内部被ばくについては、ホール・ホディ・カウンタ等搭載車を活用
- ③応急医療措置 等

二次被ばく医療で対応
できない傷病者は、三次
被ばく医療機関へ搬送

消防防災ヘリ、自衛隊航空機等
による搬送

三次被ばく医療【放射線医学総合研究所、西日本ブロックの三次被ばく医療 機関(広島大学)等で実施】

- ①高度専門的な線量評価
- ②高度な専門的除染等

高度かつ専門的な被ばく医療



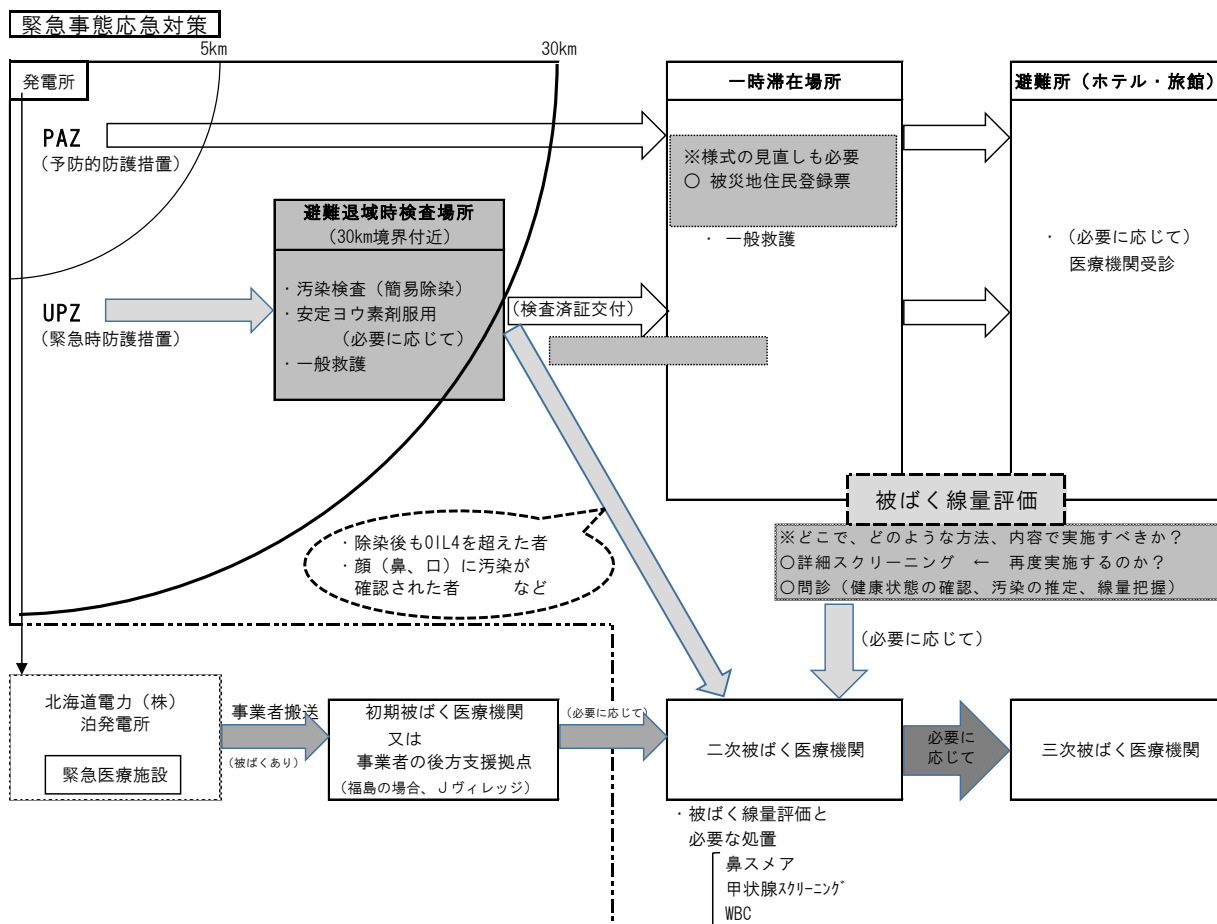
活動内容

- ▶ 初期被ばく医療は、避難所等において、一般的な傷病の有無をチェックするとともに、体表面汚染密度や鼻腔汚染を測定し、1次スクリーニングレベルを越す住民に関しては除染を行う。
- ▶ 初期被ばく医療の後、汚染の残存する者及び相当程度の被ばくをしたと推定されるものに対しては、二次被ばく医療機関において被ばく患者の入院加療を含む医療を行う。
- ▶ 地域の三次被ばく医療機関等において、内部汚染患者の治療を行う。

未調整

仮置き(泊地域の例)

緊急被ばく医療活動フロー(たつき台)



中長期対策

※事故後の健康調査【検討項目】

- 対象者** UPZ全住民(PAZを含む)
(放射性物質の拡散状況による)
- 実施機関** 二次被ばく医療機関
- 実施内容** 被ばく評価
(外部、内部、甲状腺)
一被ばく線量に応じた健康管理
(フォローアップ)
- 相談窓口の開設** 保健所
電話問い合わせ

<福島の場合>

H23.6 から県民健康調査開始
(長期間に渡る被ばく線量の管理)

